



後期高齢者保険証・各種受給者証の更新時期です

後期高齢者保険証・各種受給者証の有効期限は7月31日です。8月からの新しい受給者証などが届いたら記載内容を確認しましょう。

後期高齢者保険証



75歳以上の人および65歳以上で障がい認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している人に交付しています。

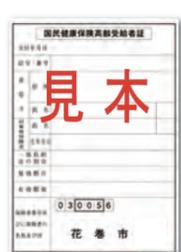
8月からの保険証は、7月31日までに郵送します。

*保険料の納付方法

本年度の後期高齢者医療保険料の決定通知書と納入通知書を7月中旬に郵送します。ただし、保険料は、原則、年金からの差し引き(特別徴収)です。ただし、

受給している年金などによって差し引きできない場合は、口座振替や納付書による支払い(普通徴収)となります。

国保高齢受給者証



70歳以上75歳未満の国民健康保険被保険者に交付しています。

8月からの国民健康保険高齢受給者証は、7月31日までに郵送します。

国保限度額適用認定証



国民健康保険の被保険者で、入



道の駅「はなまき西南」が8月7日にオープンします

【問い合わせ】
新館道路課(☎41-3562)

太田・笹間地区に整備を進めてきた道の駅「はなまき西南」が8月7日(金)にオープンします。

同施設は、道路利用者への安全で快適な道路環境の提供と、地域の特性を生かしたにぎわいの場の創出を目的に整備。道の駅に必要なとされる▶地域連携機能(物産館や加工施設などを有した地域振興施設)▶情報発信機能(道路・観光情報の提供など)▶休憩機能(駐車場やトイレなど)の三つの機能を有しています。

中でも特徴的なのは地域連携機能。加工施設をミレットキッチン花(フラワー)が運営し、地元食材を使った弁当や惣菜を提供することで地域活力の向上を図るとともに、地域の高齢者を対象に配食サービスを通じた見守りを推進するなど、地域を支える拠点施設としての役割を担います。

施設概要

- 所在地 轟木7-203
- 床面積 951.6平方メートル(敷地面積8,219平方メートル)
- 総事業費 約8億4,000万円
- 建物構造 鉄骨造平屋建て
- 建物構成 ▶地域連携機能…物産館、食堂、加工施設▶情報発信機能…道路・観光情報などの情報提供施設▶休憩機能…駐車場、トイレ、休憩所

工施設▶情報発信機能…道路・観光情報などの情報提供施設▶休憩機能…駐車場、トイレ、休憩所

- 駐車台数** 大型車12台、普通車36台、身障者用1台、二輪車4台



道の駅「はなまき西南」開所式

日時 8月7日(金)、午前10時
場所 道の駅「はなまき西南」
*一般開放は、開所式終了後の午前11時30分を予定しています



中学生、高校生などの医療費助成8月から現物給付が始まります

【問い合わせ】
本館国保医療課(☎41-3584)

8月1日より中学生、高校生などの医療費助成の現物給付が始まります。

これにより、中学生は県内、高校生などは市内の医療機関を受診した際、窓口での支払いが自己負担額のみとなります。

*中学生は県内統一の制度のため、県内の医療機関が対象。高校生などは本市独自の取り組みのため、市内の医療機関のみ対象となります

対象

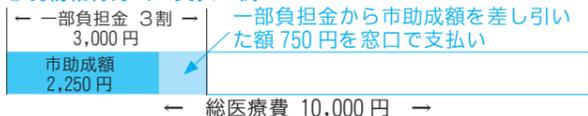
▶市内に住所がある中学生(12歳に達する日以後最初の4月1日から15歳に達する日以後最初の3月31日までの人)▶市内に住所がある高校生など(15歳に達する日以後最初の4月1日から18歳に達する日以後最初の3月31日までの人)

給付方式

- 中学生**…▶県内の医療機関などを受診した場合は「現物給付」▶県外の医療機関などを受診した場合は「償還払い」
- 高校生**など…▶市内の医療機関などを受診した場合は「現物給付」▶市外の医療機関を受診した場合は「償還払い」

場合は「償還払い」

◎現物給付方式の支払い例



■受給者証の交付

対象者には7月31日までに受給者証を送付します。

※受給者証が届かない場合は、要件を確認しますので、本館国保医療課へお問い合わせください

▶「**現物給付**」とは、医療機関窓口で一部負担金から市の助成額を差し引いた額(受給者証記載の限度額)を支払う方法

▶「**償還払い**」とは、医療機関窓口でいったん医療費の一部負担金を支払い、2カ月後に一部負担金の全額または一部が指定口座に振り込まれる方法

有効期限が切れた保険証や受給者証などは、個人情報保護のため、はさみで細かく切るなどしてから廃棄してください

【問い合わせ】

■後期高齢者保険証、国保高齢受給者証、国保限度額適用認定証について

- 本館国保医療課 (☎41-3583)
- 各総合支所健康福祉係
大迫 (☎41-3127)
石鳥谷 (☎41-3447)
東和 (☎41-6517)

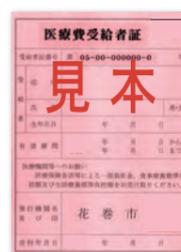
■医療費受給者証について

- 本館国保医療課 (☎41-3584)
- 各総合支所健康福祉係
大迫 (☎41-3127)
石鳥谷 (☎41-3447)
東和 (☎41-6517)

***申請手続きをお忘れなく**
引き続き「限度額適用・標準負担額減額認定証(認定証)」を使用する場合、8月中の申請手続きにより、8月1日からの認定証が交付になります。
申請の際は、①保険証②世帯主と交付を希望される人のマイナンバー(個人番号)が分かるもの③届け出される人の本人確認書類(運転免許証、顔写真付きのマイナンバーカードなど)④1年以内に90日以上入院した人は、入院日数を確認できる医療機関の領収書をお持ちください。

院または通院で高額な治療を受けている人に交付しています。

医療費受給者証



※別世帯の人が手続きする場合は本人からの委任が必要です

乳幼児、小学生、中学生、高校生など、妊産婦、重度心身障がい者、心身障がい児、ひとり親家庭、寡婦(夫)の医療費助成の受給者に交付しています。
所得などを確認し、引き続き該当する人に8月からの受給者証を7月31日までに郵送します。